

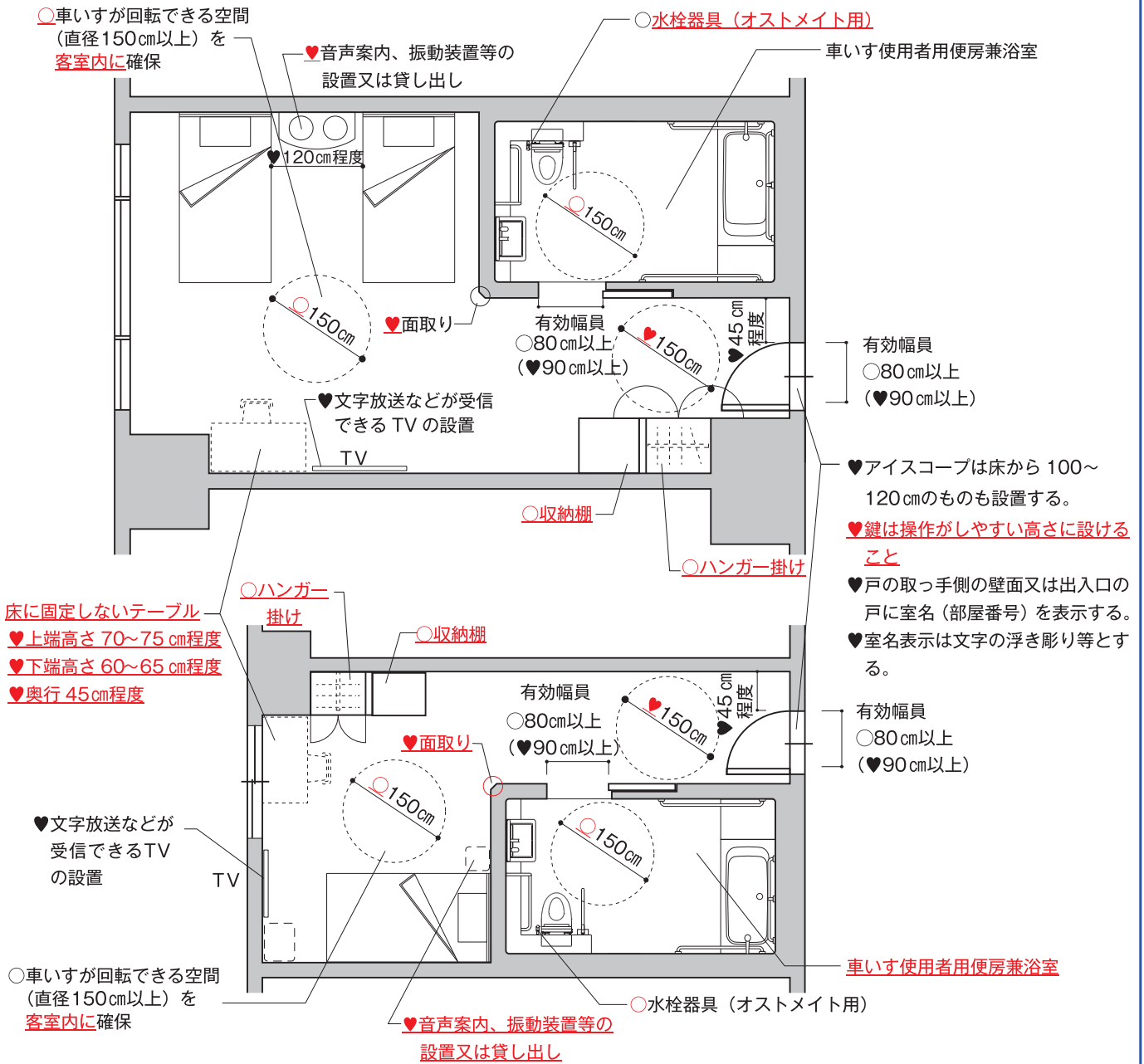
基本的な考え

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。客室内のレイアウト変更が可能になるよう、ベッドやテーブル等は、床に固定しないものを使用することが望ましいです。

参考 (意見公募対象外)

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1)	客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。	客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けなければならない。	11-1
(2)	車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	便所は、次に掲げるものであること。	同左。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7)	<u>9の項(2)ア(イ)から(キ)までに定める構造</u> の車いす使用者用便房を設けること。	<u>9の項(2)ア(イ)から(オ)までに定める構造</u> の車いす使用者用便房を設けること。	
(イ)	車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
a	幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
b	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
(ウ)	水洗器具を備えた便房を設けること。	—	

図11-1 車いす使用者用客室の例



車いす使用者用客室の設置数及び設置場所

整備基準 11-(1)

- ♥ 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
- ♥ 客室が200以下の場合には客室総数の2パーセント以上、客室が201以上の場合には1パーセント+2以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ♥ 客室のバリアフリー化に伴って駐車施設の設置数も検討することが望ましい。

テレビの設置

- ♥ 聴覚障害者に配慮し、文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置することが望ましい。

客室の出入口

整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)

- ♥ 高齢者や視覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が音等で分かる工夫をすることが望ましい。
- ♥ 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。

⇒「4 出入口」を参照

車いす使用者が回転できる空間

整備基準 11-(2)-ウ

- 車いす使用者が円滑に移動し、回転できる十分な空間とは、室内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、室内の設備と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。

参考 (意見公募対象外)

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
イ	浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	同左 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7)	車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
(イ)	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	
(ウ)	出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。	同左	
(I)	車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。	—	
(オ)	水栓は、容易に温度調節のできるものとする。	—	
ウ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。	同左	11-1
エ	ベッドは、次に掲げるものであること。	同左	11-3
(7)	ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	同左	
(イ)	ベッドは車いすのフットサポートが下部に入る高さとする。	—	
オ	高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。	—	11-5
カ	コンセント、スイッチ等は床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。	—	11-4
キ	スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。	—	11-5

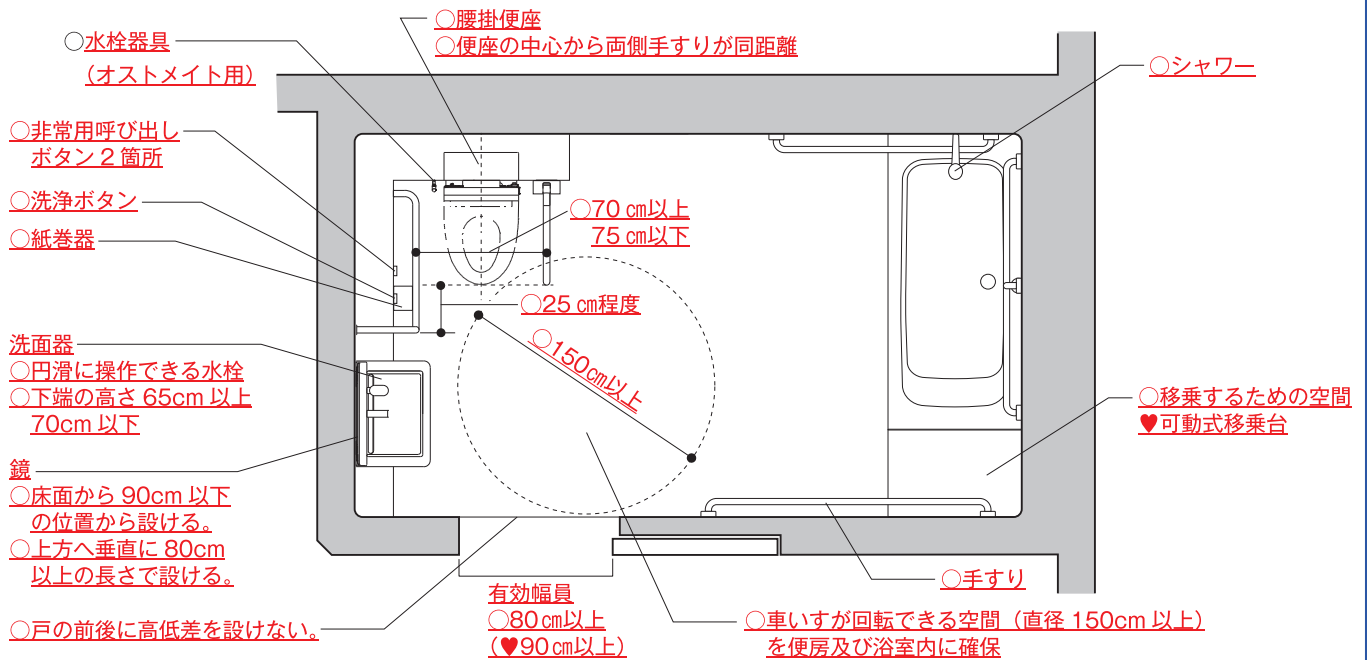
(参考：関連条文) 政令第15条、規則別表第1の2(11の項)、規則別表第5(11の項)

- ・障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
- ・車いす使用者用客室のベッドのうち1つは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。
- ・車いす使用者用客室の浴室は、**入浴介助**も想定されるため十分なスペースを設けてもらうと、安全に入浴できます。
- ・車いす使用者用便房はフロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共同浴室等と同じ階にもあると助かります。

車いす使用者の声



図11-2 客室内の便所及び浴室



客室内の便所及び浴室

整備基準 11-(2)-ア-イ

- 戸の前後に高低差を設けないこと。
- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内及び浴室内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、便房内及び浴室内の設備等と干渉しないよう、直径 150cm 以上の円が必要である。
- ♥ 複数の車いす使用者用客室を設ける場合には、便器や浴槽のレイアウトに右移乗・左移乗のバリエーションを準備することが望ましい。
- ♥ 浴室及び便所の出入口の有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である 90cm 以上とすることが望ましい。
- ♥ 便所の戸は、聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサーや屋内信号装置等を便所内に設置することが望ましい。

便器の洗浄ボタン

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とする必要がある。
(例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

洗面器の水栓

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とする必要がある。
(例) レバー式・光感知式等

腰掛便座の高さ

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

JIS 規格

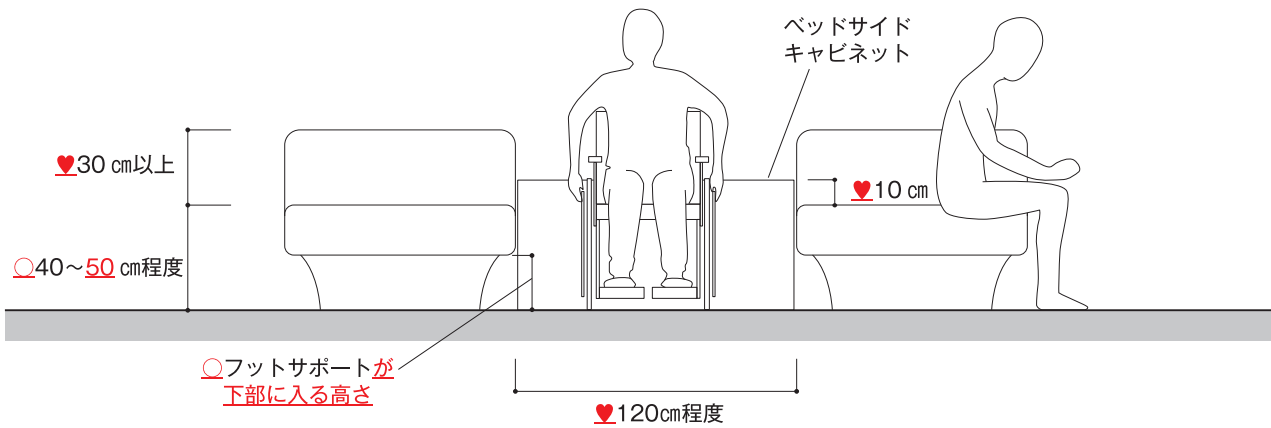
- ♥ 各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
 - 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
 - 非常用呼び出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
 - 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮
- ♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。非常用呼び出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

浴槽の構造

整備基準 11-(2)-イ-(1)

- ♥ 浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ (40~45cm) と同程度とすることが望ましい。
- ♥ 介助者が浴槽の脇に回り込むことができるように、移乗台を可動式にすることが望ましい。
- ♥ 立ち上がりの動作に考慮し、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

図11-3 ベッドの高さ、間隔の整備例

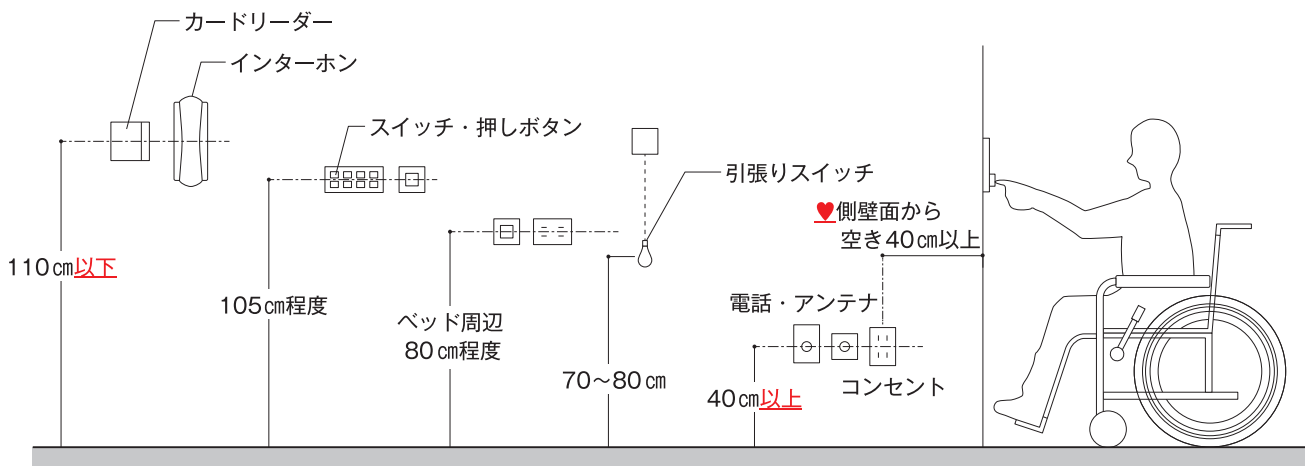


ベッド周り

整備基準 11-(2)-エ-(7)

- ベッドの高さは、車いすの座面の高さに合わせ、40~50cm程度とする。
- ♥ ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄りかかりやすいものとすることが望ましい。
- ♥ 客室には介助者用のベッドを必要に応じて確保することが望ましい。
- ♥ 車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避けることが望ましい。

図11-4 スイッチ、コンセントの高さの整備例

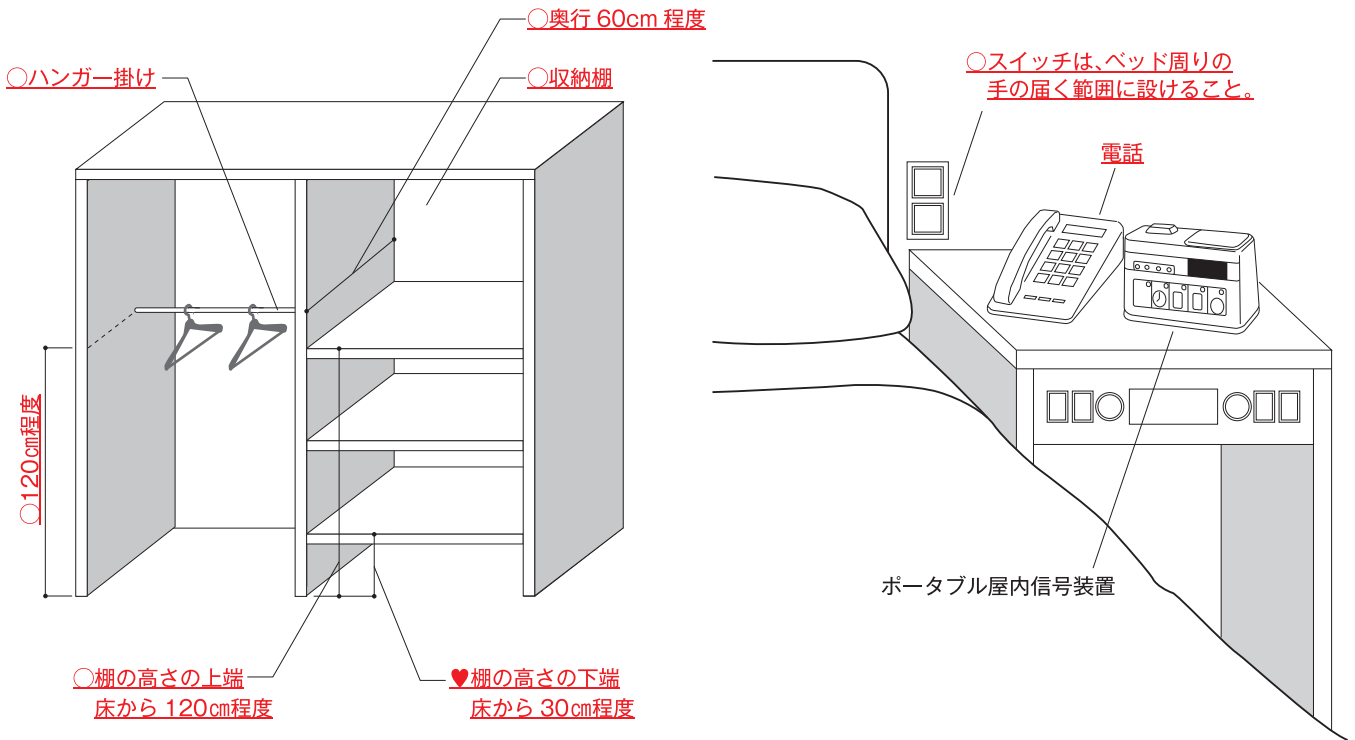


コンセント、スイッチ等

整備基準 11-(2)-カ

- コンセント、スイッチ等は床面から40~110cmの範囲内に納め、立位使用者も考慮した高さとする。
- ♥ 電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設けることが望ましい。

図11-5 収納棚、ハンガー掛け、屋内信号装置の整備例



収納棚、ハンガー掛け

整備基準 11-(2)-オ

- ♥ 収納棚の形状は、車いす使用者が容易に接近できるものが望ましい。
- ♥ 収納棚に戸を設ける場合、取っ手は高齢者や障害者が使いやすいものが望ましい。

電話、ポータブル屋内信号装置

- ♥ 電話は、ベッドから手の届く位置に設置することが望ましい。
- ♥ 来客、電話やファクスの着信、起床時間などを、光（ストロボ）又は振動で知らせるポータブル屋内信号装置を用意する等、聴覚障害者に情報を伝達する設備があることが望ましい。

全ての人が使いやすい施設にするために

聴覚障害のある方からは、

- ・客室とフロントとのやり取りは電話が多いので、メール等視覚表示によりやり取りできると良い。
- ・ホテルの利用案内映像には字幕を入れてほしい。

などの声があります。

緊急時にどのようにやり取りするのかを考える必要もあります。振動等によって緊急事態を知らせる方法もあります。様々な工夫により、利用する人にとって安全で快適な環境づくりが求められています。



ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められています。また、今後、国内外から多くの旅行者が宿泊施設を利用することが見込まれるため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるような配慮することが望まれます。

一般客室について、新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

一般客室におけるバリアフリーの課題と対応の工夫

- ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない → 出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする
- ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない → スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする
- 客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない → 出入口の幅を80cm以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする

その他にも、車いすが動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保する工夫を行うことが重要です。

仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。

車いす使用者の声



一般客室の2室を1室に統合して改修する工夫

客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室の広さが必要ですが、1室ではその面積が不足する場合は、一般客室の2室を1室に統合することで部屋の間取りを変更し、段差の解消、客室内の空間の確保する方法もあります。

ソフト対応の充実

施設の改善・改修による対応に加えて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的対応）の充実を図ることも重要です。建築物のハードの対応とあわせて、ソフト対応の両面を考慮しつつ設計を行うことが求められます。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるような配慮した一般客室の整備とあわせて、ソフトの対応も含めバリアフリーのための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって今後の利用者拡大につながります。

視覚障害者の声

鍵の使い方や部屋の間取り、スイッチ、リモコン等の位置等について、実際に手で触らせてもらいながら、従業員の方から説明してもらえると、とても助かります。また、緊急時の情報伝達方法や避難方法についても、説明してもらえると安心して宿泊できます。



一般客室のバリアフリー改修事例



車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、既存の一般客室のバリアフリー化を行った市内のホテルの事例です。

一見すると、一般客室と大きく変わりませんが、様々なバリアフリーの配慮がなされています。

●客室出入口の内側に車いすが回転できるスペースを確保



出入口内側にあったクローゼットの奥行きを 50cm 程度下げることによって、車いすが回転できる広いスペースを確保しています。

客室の出入口がもともと 80cm であることに加え、奥行きも確保されたことでさらに使用しやすくなりました。

●バスルームの出入口を引き戸とし、段差を解消



客室から洗面所への出入口を開き戸から引き戸に変え、さらに洗面所とバスルームの間にあったドアを外して段差を解消しました。この結果、室内からバスルームにスムーズに進入することができるようになります。

●洗面台を使いやすく改修

洗面台の下部は、車いす使用者の膝が入る構造になっています。また、水栓がレバー式で、かつ蛇口が手前に長いものに変えています。



●入浴への配慮

浴室への手すりの設置とともに、バスタブへ入るのに便利な回転座面付きの手すり、シャワーチェア、滑り止めマットなどの福祉用具の貸出しも行っています。



●ツインルームのトリプル化を可能にする工夫

介助者が同行する場合などに、3人でも同じ部屋に泊まれるようにツインルームのベッドの下にもう1台のベッドを収納しています。いわゆるエキストラベッドのような簡易なベッドではなく、引き出して組み立てると他の2台と全く同じ仕様のベッドになります。

こころのバリアフリーを進めるために

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)を基に作成

建物や公共空間のバリアフリーは、誰もが暮らしやすいまちをつくるために必要なことですが、そこで暮らす人々がお互いに思いやりをもたなければ、せっかくの空間も生きてきません。

困っていそうな人をみかけたら… まずは、声をかけましょう。

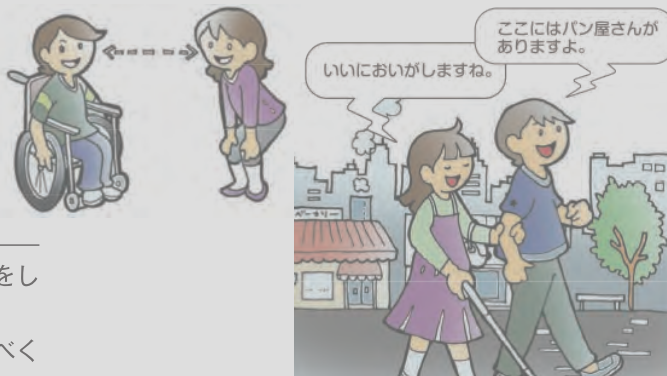
- ・気軽に声をかけましょう。
- ・何に困っているかを聞きましょう。
- ・お手伝いの仕方を聞きましょう。

相手の気持ちになって 声をかけます。

- ・介助者でなく、本人に話をしましょう。
- ・話をよく聞いて、本人の意志を尊重しましょう。

車いすを使っている人と話すときは…

- ・車いす使用者などの場合は、同じ目線になる気持ちで少し腰を落として離しましょう。
- ・子ども扱いしないでください。



視覚障害のある人と話すときは…

- ・うなずきや表情では伝わりません。声を出して返事をしましょう。
- ・「あっち」「こっち」などの指示語ではなく、なるべく具体的な言葉で伝えましょう。
- ・まわりの様子などもたくさん伝えましょう。
- ・だれに声をかけているのかわからないので、肩や腕の一部に触れて話しかけましょう。



聴覚障害のある人と話すときは…

筆談

- ・紙に文字を書いて伝えます。
- ・文章は短く、簡単に。

手話

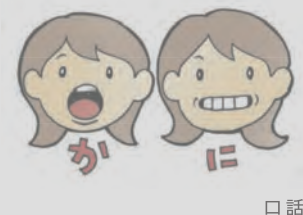
- ・手を使い、身ぶりや表情をまじえながら会話をします。

口話 (こうわ)

- ・口の形で読み取るので、相手に向かって「ゆっくり」「はっきり」話します。

空書 (くうしょ)

- ・空中に指で文字を書きます。



筆談

口話



コミュニケーションボード※

※コミュニケーション支援絵記号原則[JIST0103]

言葉の不自由な人と話すときは…

- ・ゆっくり相手の話を聞きます。
- ・聞き取れない部分は、その都度聞きましょう。
- ・分かったふりをしないでください。
- ・最後まで聞きましょう。
- ・聞き終わったら、聞き違いをしていないか確認しましょう。
- ・筆談や文字盤を使いながらの会話も有効です。

知的障害や発達障害、精神障害のある人と話すときは…

- ・具体的にゆっくりと、伝わっているかどうか確かめながら話してください。
- ・実物を示しながら聞いてみてください。
- ・ことばではなく、絵や字で伝えたほうがうまくいくこともあります(コミュニケーションボードなど)。